

八王子市行政不服審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八王子市行政不服審査会条例（平成27年八王子市条例第53号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、八王子市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、条例第5条第1項の規定により、会議を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ、日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

(諮問の方法)

第3条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第43条第1項の規定による諮問（以下「諮問」という。）は、次の各号に掲げる事件の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 処分についての審査請求に係る事件 諮問書（第1号様式）
- (2) 不作為についての審査請求に係る事件 諮問書（第2号様式）

(諮問の取下げ)

第4条 諮問の取下げは、諮問取下書（第3号様式）により行うものとする。

(主張書面等の提出の求め等)

第5条 審査会は、法第81条第3項において準用する法第74条の規定により審査関係人に対し主張書面又は資料（以下「主張書面等」という。）の提出を求める旨の決定をしたときは、書面により、当該審査関係人にその旨を通知するものとする。

2 審査会は、法第81条第3項において準用する法第76条後段の規定により主張書面等を提出すべき相当の期間を定めたときは、書面により、審査関係人に通知するものとする。

3 審査会は、前2項の通知を行う場合には、主張書面等に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての意見を、あらかじめ書面により聴くものとする。

(口頭意見陳述)

第6条 審査会は、必要と認めるときは、書面により、審査関係人に法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による口頭意見陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を行う意思の有無を確認するものとする。

2 口頭意見陳述の申立て（補佐人の同伴の許可に係る申立てを含む。次項において同じ。）は、口頭意見陳述申立書（第4号様式）により行うものとする。

3 審査会は、口頭意見陳述の申立てがされた場合には、当該口頭意見陳述を行うか否か（補佐人の同伴の許可を行うか否かを含む。）を決定し、書面により、当該申立てを行っ

た審査関係人に通知する。

- 4 口頭意見陳述に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 審査請求人及びその補佐人
- (2) 参加人及びその補佐人
- (3) 審査庁の職員

(主張書面等の閲覧又は交付)

第7条 審査会は、審査関係人から法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧又は交付の求めがあった場合には、当該求めに係る主張書面等の閲覧又は交付についての意見を既に聴取している場合を除き、書面により、当該主張書面等の提出人に、当該閲覧又は交付についての意見を聴取する。

- 2 審査会は、前項の求めに係る主張書面等について、その提出人の当該閲覧又は交付についての意見を踏まえ、閲覧をさせ、又は交付をするか否かを決定し、書面により、当該求めを行った審査関係人に通知する。

- 3 審査会は、主張書面等の提出人から当該主張書面等の閲覧又は交付に反対する旨の意見が提出されている場合において、当該主張書面等について閲覧をさせ、又は交付をするときは、書面により、当該提出人にその旨を通知する。

(調査結果の記録の作成)

第8条 審査会は、法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査を審査関係人、鑑定人又は参考人からの口頭による説明又は意見の陳述を聴取する方法により行ったときは、その要旨を記載した書面を作成しなければならない。

(答申方法)

第9条 答申は、審査庁に対し、答申書を交付することにより行う。

- 2 審査会は、答申においては、当該審査請求の審査上有意義と認められる争点について判断することとする。

(答申書の更正)

第10条 審査会は、答申書に誤記その他表現上の明白な誤りがある場合には、会長にその職権により当該答申書の更正を行わせる。

- 2 会長は、前項の更正をしたときは、その内容を審査庁に通知するとともに、通知書面の写しを審査請求人及び参加人に送付する。

(答申の内容の公表)

第11条 法第81条第3項において準用する法第79条の規定による答申の内容の公表は、インターネットを利用して行うものとする。

(議事録の作成)

第12条 審査会の会議を開催したときは、開催日時及び場所、出席した委員の氏名、議事の項目その他必要な事項を記載した議事録を作成し、会長及び出席した委員の確認を

受けなければならない。

2 前項の議事録は、会議の概要を記した要点筆記とする。

3 議事録は公開しない。ただし、審査会が必要と認めたときは、議事録の全部又は一部を公開することができる。

(事務局)

第13条 総務部法制課に、審査会の事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局の長（以下「事務局長」という。）は、総務部法制課長をもって充てる。

(事務局長の専決事項)

第14条 事務局長は、次に掲げる事務を専決することができる。

(1) 主張書面等の提出期限の設定及び審査関係人への通知に関すること。

(2) 審査関係人に対する口頭意見陳述の申立てを行う意思の確認に関すること。

(3) 主張書面等の閲覧等にかかる提出人からの意見聴取に関すること。

(4) 主張書面等の閲覧等を実施する日時等の指定及び審査関係人への通知に関すること。

(5) 法第81条第3項において準用する法第79条の規定による答申書の写しの送付及び答申の内容の公表に関すること。

2 事務局長は、前項に定める専決事項に該当しない事案であっても、その内容により専決することが適当であると認められるものは、前項に定める専決事項に準じて専決することができる。

(会長印)

第15条 八王子市行政不服審査会長印の字句、書体、寸法、書体、管守者及び管守場所は、次のとおりとする。

(1) 字句 八王子市行政不服審査会長

(2) 書体 てん書体

(3) 寸法 方 21ミリメートル

(4) 管守者 事務局長

(5) 管守場所 総務部法制課

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成30年9月3日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

八王子市行政不服審査会
会 長 様

八王子市長

諮問書

年 月 日付で提起された に係る審査請求について、行政不服
審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 4 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり諮問し
ます。

(別紙)

区分	内容
1 審査請求に係る処分 (処分の種類) ☐ 申請拒否処分 ☐ 不利益処分 ☐ 事実上の行為 ☐ その他	(1) 処分の年月日、(記号番号) (2) 処分をした行政庁 (3) 被処分者 (4) 処分の概要
2 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
3 諮問の理由	
4 参加人等	
5 添付書類等	(1) 審理員意見書 (写し) (2) 事件記録 (写し) (3) その他資料

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

八王子市行政不服審査会
会 長 様

八王子市長

諮問書

年 月 日付で提起された についての不作為に係る審査請求に
ついて、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 4 3 条第 1 項の規定に基づき、別
紙のとおり諮問します。

(別紙)

区分	内容
1 審査請求に係る不作為の対象となる処分の申請	(1) 処分の申請年月日、(記号番号) (2) 処分の申請を受けた行政庁 (3) 処分の申請の概要
2 処理期間	☐ 法定処理期間 ア 根拠法令及び条項 イ 処理期間 ☐ 標準処理期間 ☐ 処理期間の定めなし (標準処理期間を定めていない理由)
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	(1) 審理員意見書 (写し) (2) 事件記録 (写し) (3) その他資料

第 3 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

八王子市行政不服審査会
会 長 様

八王子市長

諮問取下書

次の理由により、 年 月 日付の諮問（ 第 号）を取り下
げます。

（理由）

第4号様式（第6条関係）

口頭意見陳述申立書

年 月 日

八王子市行政不服審査会

会 長

様

住 所

氏 名

印

（自署する場合は押印不要）

電話番号

下記1の審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき、口頭意見陳述を申し立てます。

記

1 審査請求

(1) 審査請求年月日

(2) 審査庁名

(3) 審査請求に係る処分又は不作為の名称

2 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第2項の規定に基づく補佐人の同伴の許可申請

(1) 補佐人の同伴を必要とする理由

(2) 補佐人の住所、氏名及び職業

ア 住所

イ 氏名

ウ 職業

※ 上記2は、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。